

特定非営利活動法人 RAFIQ

2024 年度事業報告

2024 年 9 月 1 日～2025 年 8 月 31 日

はじめに

世界で1億2,000万人を超える人が故郷を追われるなか、RAFIQは、2024年度も関西に暮らす難民への包括的な支援を継続した。

2025年8月末の会員数は123名となり、このうち約20名の会員が難民約50名の個別支援を担当した。

RAFIQの支援は、難民一人ひとりの状況に応じた「伴走型支援」を基本とし、生活・住居・言語・法的手続き・就労といった多層的な支援を組み合わせることで、安心して暮らせる環境づくりを目指している。一方で、通訳・昼間に活動できるボランティアの不足、制度の壁、情報の多言語化など、継続的な課題も存在している。

特に、本年5月の国による「不法滞在者ゼロプラン」発表以降、入国管理がより厳格化し、救済を求める人が増えており、RAFIQでもその対応に追われている。

このような状況のなか、RAFIQでは他の難民支援団体や関西の様々な支援団体とのネットワークを拡充・強化し、支援のための基盤を強化しつつある。多様な団体との協働により、支援の輪を広げるとともに、政策提言の実効性を高めることにもなりうると考える。難民当事者と支援者の声を難民保護政策に反映させるため、支援団体のネットワークによる政策提言も行った。

より多くの人から難民への理解が得られるようにイベント等も多数開催した。その結果、会員をはじめ多くの関係者から協力を得て、幅広く難民支援の活動を継続することができた。

引き続き行政機関や他の支援団体との連携を深め、近隣住民の理解を得ながら難民の自立に向けた支援に努める。

1. 法的支援(難民への法的支援事業)

<支援対象者の状況>

対象者 15か国54名(うち新規の対象者13名)
主な出身国 スーダン、イエメン、ビルマ(ミャンマー)、コンゴ民主共和国、エジプト
・難民認定 2名 チュニジア、アフガニスタン各1名
・難民申請不認定後の補完的保護認定者 スーダン3件(6名)
・難民申請不認定後の本国情勢を踏まえた緊急避難措置 スーダン2名
・訴訟中 個人情報不開示取消請求訴訟 2件
・訴訟終了 難民不認定取消訴訟 勝訴後難民認定 1件

<活動状況>

- ・2025年8月末までの1年間で、電話・メール・訪問による相談件数は合計89件となった。うち大阪出入国在留管理局および関西国際空港からの紹介は9件で、2025年6月以降、相談件数が急増する傾向が見られた。これは、2024年6月の入管法改正および2025年5月の「不法滞在者ゼロプラン」発表の影響によるものと考えられる。
- ・特筆すべきは、関西空港で庇護希望を申し出たにもかかわらず入国できず、大阪入管に移送されたケースが3件あり、空港での初期対応が問題として浮き彫りになっている。
- ・法的支援対象者のほぼ全員が弁護士の受任に至り、RAFIQの支援チームとしての機能が確立されつつある。
- ・難民認定、補完的保護、緊急避難措置など多様な法的手段により、定住者資格の取得は10名となった。これにより、安定した生活基盤の構築が可能となったことは大きな成果である。
- ・また、大阪高裁において難民不認定取消訴訟で勝訴した後に難民認定された事例では、一般市民による裁判傍聴など、社会的な連携を伴う支援が実現した。
- ・さらに、裁判で勝訴した人を含む仮放免者3名が在留資格を取得したため、仮放免の保証人としての支援は終了した。
- ・裁判対応では、入管で作成された供述調書の情報不開示取消訴訟も2件開始し、行政の透明性確保に向けた取り組みが進行中である。

【実施場所】当事務所、弁護士事務所、大阪出入国在留管理局

【実施日時】随時

【事業の対象者】相談のあった外国人、難民認定申請者・補完的保護認定申請者など

【収 益】401,749円

【費 用】552,134円(旅費交通費、業務委託費(通訳・翻訳)など)

2. 生活支援(難民への生活支援事業)

<支援内容と対象者数>

- ・生活費支援(アジア福祉教育財団難民事業本部(RHQ)保護費申請、生活保護申請を含む)23名
- ・住居支援(シェルター提供、転居支援等)31名
- ・医療支援 11名
- ・支援品毎月配達 22名
- ・就労支援 11名
- ・学習支援 16名
- ・行政等の手続き支援 12名

<活動状況>

- ・生活支援としては、案件ごとに会員が担当チームを組み、難民の相談相手となり、住居確保、就労支援、医療支援、学習支援など多岐にわたるきめ細かい支援をすることができた。
- ・相談に来る人のほとんどが生活苦を訴えている。難民と判断される人で特に困窮している人については、生活費確保のために、アジア福祉教育財団難民事業本部(RHQ)の保護費申請の支援を行っている。保護費支給の基準は厳しく、頼れる知人がいる場合や就労可能な在留資格がある場合には、仕事がなくても支給はされないため、当面の支援が必要な場合には米等の食料や日用品を提供している。
- ・住民登録のできる在留資格を得た母子家庭などには、状況に応じ生活保護申請のサポートも行っている。
- ・RAFIQには、住居のない難民が6か月まで滞在できるシェルターが2か所あり、2024年度には13名が利用した。また、12名の転居を支援し、必要な家具や電化製品は寄付で調達した。
- ・就労資格のある11名に対しては就労支援を行い、ほとんどの就労希望者は就職することができた。
- ・学習支援として、夜間中学や日本語教室、日本語学校への入学を支援した。
- ・RAFIQでは、医療アクセスに困難を抱える難民に対し、診療科目を問わず幅広い支援を行った。言語・制度・経済的な壁を乗り越え、安心して医療を受けられるよう、医療機関との橋渡しや同行支援を継続している。
- ・3家族の妊娠・出産を支援した。難民が暮らす地域で他のボランティア団体と連携しながら、難民家族の命と健康を守り、生活の基盤づくりへつながる支援を継続している。

【実施場所】当事務所、2か所のシェルターなど

【実施日時】随時

【事業の対象者】庇護希望者、難民認定申請者・補完的保護認定申請者など

【収 益】 299,000円

【費 用】 2,918,581円(生活支援費、水道光熱費、旅費交通費など)

3. 市民啓発(難民問題についての理解を促進する事業)

＜活動実績＞

主催・共催イベント

世界難民の日関西集会 2025、難民カフェスペシャル 映画×難民の出身国料理×トーク、アラビア語を知ろう、会員向け学習会

外部イベント参加

ワン・ワールド・フェスティバル 2025、おおさか人権フェスタ、高槻ジャズストリート、食の文化祭～高槻ジャズとグルメフェア～、大阪マラソン

講師派遣 各種団体 4 件、学校関係 6 件

定例企画

難民初級講座「難民についてもっと知りたい」&ボランティア説明会(毎月第2土曜)、難民カフェ(交流会、毎月第3火曜)

WEB での情報発信

メールマガジン「RAFIQ Magazine」毎月配信、X・Facebook 隨時発信、ホームページ随時更新

報道

共同通信、時事通信等(大阪高裁で難民不認定取消訴訟に勝訴)

朝日新聞、東京新聞(難民申請の未成年収容)

寄稿・取材協力 2 件

資料室 まちライブラリーを運営

＜主な取り組み＞

・イベント、講演、定例企画、報道協力など多角的に啓発活動に取り組み、より多くの市民に難民の現状を伝え、共感と理解の輪を広げることができた。

・6月20日の世界難民の日に合わせた企画として、「世界難民の日関西集会 2025」では入管収容のあり方を考え、「難民カフェスペシャル」ではスーダン難民の映画と難民当事者、元UNHCR職員の話から難民について考える機会とした。

・「ワン・ワールド・フェスティバル」「おおさか人権フェスタ」等にブース出展し、広く市民と接点を持った。大阪マラソンでは寄付先団体に選ばれ、チャリティランナー 4 名が参加するなど、支援の輪が広がった。

・大学や高校、各種団体など多様な場で講演を行い、特に若者を中心とした啓発に力を入れ、国際的な視点から難民問題を考える機会を提供できた。

・「難民初級難民講座」と「難民カフェ」は毎月開催し、対話を通じて参加者の理解を深めることができた。

・報道機関からの取材対応や寄稿も複数行い、難民の裁判や入管収容問題など社会的関心

の高いテーマに関して、現場の声を届ける役割を果たした。

・国内外の研究者への協力や資料室「まちライブラリー」の運営も継続し、学術的・市民的な学びの場としての役割も担った。

【実施場所】当事務所ほか

【実施日時】随時

【事業の対象者】市民

【収 益】330,420 円

【費 用】187,365 円（出展料、旅費交通費など）

4. 政策提言(難民に関する調査・研究及び政策提言事業)

＜主な取り組み＞

・難民支援団体のネットワークである難民フォーラム(FRJ)の一員として、法務省や外務省、弁護士との協議に参加し、難民認定制度の透明性確保と人権保障の向上を目指した提言を行った。

・他の外国人支援団体や人権保護団体等との連携を強化し、制度改善に向けた調査や情報発信、啓発活動を共同で行うことができた。

・出入国在留管理局の収容実態を把握するため、大阪出入国在留管理局と大村入国監理センターの参観に参加した。また、大阪入管で面会活動を行っている団体とも連携するなど、被収容者の人権状況に関する情報を収集し、今後の提言に資する基礎資料とした。

・難民に関する人権状況を可視化する取り組みとして、以下の意見表明や声明への賛同を行った。

NGO による共同声明「停戦を、今すぐに。」(パレスチナ・ガザ)に賛同(2024 年 10 月)、入管庁「不法滞在者ゼロプラン」再考を求める意見を難民支援協会・名古屋難民支援室と共に表明(2025 年 6 月)、未成年者の入管収容についての抗議声明を発表(2025 年 7 月)

・アムネスティ・インターナショナル日本関西連絡会や関西 NGO 協議会等とも連携し、地域に根ざした難民支援、多様な視点からの提言・啓発活動へつなげることができた。

【実施場所】当事務所、協力団体の事務所等、オンライン

【実施日時】随時

【事業の対象者】関係団体、協力者

【収 益】39,830 円

【費 用】71,460 円(旅費交通費、諸会費など)

法人名：特定非営利活動法人RAFIQ

活動計算書

2024年 9月 1日 ~ 2025年 8月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費		331,000	
2. 受取寄付金 受取寄付金		1,894,712	
3. 受取助成金等 受取民間助成金		0	
4. 事業収益 自主事業収益		830,999	
5. その他収益 受取利息 雑収益		1,031 1,027,390	
経常収益計			4,085,132
II 経常費用			
1. 事業費 (1) 人件費 人件費計	0		
(2) その他経費 業務委託費 諸謝金 旅費交通費 生活支援費 通信運搬費 消耗品費 水道光熱費 賃借料 保険料 諸会費 支払手数料	40,342 41,950 735,616 1,625,674 413,236 518,139 140,743 88,360 10,000 64,000 51,480		
その他経費計	3,729,540		
事業費計		3,729,540	
2. 管理費 (1) 人件費 人件費計	0		
(2) その他経費 業務委託費 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 水道光熱費 保険料 支払手数料	80,000 20,680 133,469 97,478 70,325 1,800 21,500		
その他経費計	425,252		
管理費計		425,252	
経常費用計			4,154,792
当期正味財産増減額			△ 69,660
前期繰越正味財産額			1,409,068
次期繰越正味財産額			1,339,408

法人名： 特定非営利活動法人RAFIQ

貸借対照表

2025年 8月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	2,849,551	
未収金	0	
貯蔵品	11,000	
立替金	6,270	
前払費用	45,500	
流動資産合計	2,912,321	
2. 固定資産		
固定資産合計	0	
資産合計	2,912,321	
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	1,553,913	
前受金	19,000	
流動負債合計	1,572,913	
2. 固定負債		
固定負債合計	0	
負債合計	1,572,913	
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	1,409,068	
当期正味財産増減額	△ 69,660	
正味財産合計	1,339,408	
負債及び正味財産合計	2,912,321	

事業別損益

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	法的支援	生活支援	市民啓発	政策提言	事業部計	管理部	合計
I 経常収益							
1. 受取会費					0	331,000	331,000
2. 受取寄付金		240,000			240,000	1,654,712	1,894,712
3. 受取助成金等					0		0
4. 事業収益	401,749	59,000	330,420	39,830	830,999		830,999
5. その他収益					0	1,028,421	1,028,421
経常収益計	401,749	299,000	330,420	39,830	1,070,999	3,014,133	4,085,132
II 経常費用							
(1) 人件費							
人件費計	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費							
業務委託費	40,342				40,342	80,000	120,342
諸謝金			41,950		41,950		41,950
旅費交通費	453,830	214,536	27,790	39,460	735,616	20,680	756,296
生活支援費		1,625,674			1,625,674		1,625,674
通信運搬費	33,725	338,055	41,456		413,236	133,469	546,705
消耗品費	7,832	497,908	12,399		518,139	97,478	615,617
水道光熱費		140,743			140,743	70,325	211,068
賃借料	3,080	32,500	52,780		88,360		88,360
保険料			10,000		10,000	1,800	11,800
諸会費		32,000		32,000	64,000		64,000
支払手数料	13,325	37,165	990		51,480	21,500	72,980
その他経費計	552,134	2,918,581	187,365	71,460	3,729,540	425,252	4,154,792
経常費用計	552,134	2,918,581	187,365	71,460	3,729,540	425,252	4,154,792
当期経常増減額	△ 150,385	△ 2,619,581	143,055	△ 31,630	△ 2,658,541	2,588,881	△ 69,660

財産目録

2025年 8月 31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	35,024		
ゆうちょ銀行	2,814,527		
貯蔵品			
商品券	11,000		
立替金			
後日振込返金分	6,270		
前払費用	45,500		
流動資産合計		2,912,321	
2. 固定資産		0	
固定資産合計			2,912,321
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
2024年度立替経費	1,487,077		
8月分立替経費(クレジット)	66,836		
前受金(2025年度会費)	19,000		
流動負債合計		1,572,913	
2. 固定負債		0	
固定負債合計			1,572,913
負債合計			1,339,408
正味財産			

監査報告書

特定非営利活動法人 RAFIQ
代表理事 田中 恵子 殿

2025年11月13日

特定非営利活動法人 RAFIQ
監事 興津 慶

私は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、2024年9月1日から2025年8月31日までの事業年度における理事の職務の執行について監査を行いました。

その方法および結果について、下記のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、理事会への出席を心がけ、理事等と適切に意思疎通を図りながら必要な情報収集に努めるとともに、法人運営の状況把握に努めてまいりました。理事会では、事業運営全般に関する意見交換や情報共有が行われ、法人の運営実態について理解を深めました。

また、2025年11月13日には、代表理事である田中氏および会計関連業務を担当する理事の西村裕美氏に同席いただき、業務監査および会計監査を実施しました。

今年度の会計・経理体制について確認したところ、会計業務は理事の西村氏と松尾氏（RAFIQ会員）の2名で分担して行われていました。松尾氏は会費・寄付に係る請求書や領収書の確認、日常的な記帳作業を担当し、西村氏は会計全体の管理および最終確認を行うとともに、必要に応じて松尾氏の実務を補完する形で日常処理にも関与していました。両名が各々の役割を担いながら相互に補完することで、適切な内部牽制が確保されていることを確認しました。当日は、西村氏より財務資料一式と会計処理体制に関する説明を受けました。

監査にあたっては、認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワークが作成した『NPO法人のための業務チェックリスト』を用いて、法人が実施している業務手続および財務処理の適正性を体系的に確認しました。まず、重要な決算書類を精査し、業務実施状況および財産管理の状態を確認しました。さらに、会計帳簿、総勘定元帳、貸借対照表、活動計算書および附属明細書、財産目録を確認し、内容に不備がないことを確認しました。

これらの監査活動および理事会での情報収集を総合的に踏まえ、当該事業年度における事業運営および財務状況が適切かつ健全に行われていると判断し、監事としての所見を以下のとおり報告いたします。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上のとおり、当法人の業務および財務状況について監査を実施し、適切かつ健全であることを確認しました。本報告書の記載内容について、監事として責任をもってここに表明いたします。

監事

興津 慶 (署名)

興津 慶